



難聴児補聴器購入等助成制度のご案内



身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児が、補聴器を利用して、聞こえを確保し、コミュニケーション能力等を身につけることができるように支援するため、補聴器購入費、修理費の助成をします。



助成対象者

次の要件をすべて満たす方

- ・瑞浪市内に住所を有する18歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルが、原則30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ・補聴器の装用が必要と医師に診断された方
- ・市民税所得割課税額46万円以上の方がいない世帯に属する方

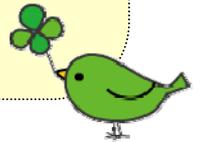
【参考】

軽度難聴 30～50 dB (デシベル)

☆ささやき声が聞こえにくく、騒がしいところでは聞き取りにくい。

中度難聴 50～70 dB

☆普通の声では1メートル内が限度で、聞き間違いが多い。



助成額

- ・難聴の程度により定められた基準額の範囲内で、購入費用の3分の2
- ※既に購入された補聴器は、助成の対象になりません。

★購入・修理の前に助成申請の手続きが必要になります。★

詳細につきましては、お問い合わせ先まで、ご連絡ください。

○問い合わせ先

社会福祉課 障がい福祉係

〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

TEL 0572-68-2113 (直通)

FAX 0572-68-0294

